

綾瀬市畜産業飼料価格高騰対策臨時給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）等の影響により、畜産経営に必要な飼料の価格が長期間にわたり高騰していることを受け、畜産業を営む農家に対し、事業の継続を支援するため予算の範囲内において給付金を支給することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者は、第4条の申請を行う時点において、市内の畜舎で飼養を行う畜産農家であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 納期限の到来した市税を完納している者
- (2) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号までの規定に該当しない者
- (3) 今後も畜産業を継続する意思がある者

2 前項に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めた者は、給付金の支給の対象となることとする。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、令和6年2月1日時点の飼養頭羽数（家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定に基づき報告する飼養頭羽数をいう。）に、別表に定める事業区分ごとの単価を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した給付金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(支給の申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾瀬市畜産業飼料価格高騰対策臨時給付金支給申請書（第1号様式）及び同意書兼誓約書（第2号様式）（次項において「申請書等」という。）を、令和7年2月28日までに市長に提出しなければならない。

2 申請書等が郵便により提出された場合は、その郵便物に通信日付印により表示さ

れた日にその提出がされたものとみなす。

(支給の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、給付金の支給の可否及び額を決定するとともに、綾瀬市畜産業飼料価格高騰対策臨時給付金支給（不支給）決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(給付金の請求)

第6条 前条の規定により給付金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、その支給を受けようとするときは、規則第11条第2項の規定により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求を適当と認めたときは、請求書の提出があった日から30日以内に支払うものとする。

(給付決定の取消し等)

第7条 市長は、受給者が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、給付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に支給した給付金があるときは、その全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

(1) 第2条第1項第2号に掲げる規定に該当することとなったとき。

(2) 第5条の規定による決定を受けた日から1年以内に、当該決定に係る畜産業を廃業したとき（やむを得ない事情があると市長が認める場合を除く。）。

(3) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを決定したときは、綾瀬市畜産業飼料価格高騰対策臨時給付金決定取消通知書（第4号様式）により、受給者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告は、同条第1項ただし書の規定により提出を要しない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年1月1日から施行し、令和4年4月1日から実施する事業に

適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年12月24日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱に基づき支給した給付金については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

事業区分		単価
乳用牛	配合飼料分	4,250円
	輸入乾牧草分	7,200円
肉用牛	配合飼料分	3,550円
	輸入乾牧草分	1,500円
養豚		1,000円
養鶏		46円

第1号様式（第4条関係）

綾瀬市畜産業飼料価格高騰対策臨時給付金支給申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名
電話番号

綾瀬市畜産業飼料価格高騰対策臨時給付金支給要綱第4条の規定により、次のとおり給付金の支給を申請します。

区分		単価	頭羽数	申請額	備考
乳 用 牛	配合飼料分	4,250円	頭	円	
	輸入乾牧草分	7,200円		円	
肉 用 牛	配合飼料分	3,550円	頭	円	
	輸入乾牧草分	1,500円		円	
養豚		1,000円	頭	円	
養鶏		46円	羽	円	
合計				円	

第2号様式（第4条関係）

同意書兼誓約書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名
電話番号

給付金の支給の審査に当たり、次の事項について同意し、及び誓約します。

- 1、市税の納付状況及び綾瀬市暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等のいずれにも該当しないことを確認すること
- 2、綾瀬市畜産業飼料価格高騰対策臨時給付金支給要綱第2条に該当していること及び給付金の申請に係る第1号様式その他提出書類に記載した情報に偽りがないこと以上について、重大な違反事実が判明した場合には、それに関して市長が行う一切の措置について異議ありません。

以上

第3号様式（第5条関係）

綾瀬市畜産業飼料価格高騰対策臨時給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のあった綾瀬市畜産業飼料価格高騰対策臨時給付金の支給については、綾瀬市畜産業飼料価格高騰対策臨時給付金支給要綱第5条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 支給の可否	可 ・ 否 (否の理由：)
2 支給決定額	円
3 支給の条件	綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び綾瀬市畜産業飼料価格高騰対策臨時給付金支給要綱を遵守すること。

第4号様式（第7条関係）

綾瀬市畜産業飼料価格高騰対策臨時給付金決定取消通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで給付金の支給決定を行った綾瀬市畜産業飼料価格高騰対策臨時給付金については、次のとおり支給決定を取り消したので、綾瀬市畜産業飼料価格高騰対策臨時給付金支給要綱第7条第2項の規定により通知します。

取消しの内容	
取消しの理由	